

「魚沼市こども計画（仮称）」の策定に向けて

こども基本法の施行

■ 子ども・若者・子育て支援を取り巻く状況

令和5（2023）年に生まれた日本人の子どもの数は72万7,277人で、前年より4万3,482人減少し、明治32（1899）年に統計を取り始めて以降、最も少なくなりました。1人の女性が一生のうちに産む子どもの数の指標となる「合計特殊出生率」は前年より0.06ポイント低い1.20で、昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降、最も低くなりました。前の年を下回るの8年連続で、少子化が加速して進行している状況です。また、都道府県別の合計特殊出生率は、すべての都道府県で前年より低くなっています。

急速な少子化の進行の要因としては、経済的な不安定さや出会いの機会の減少、仕事と子育ての両立の難しさ、家事・育児の負担が依然として女性に偏っている状況、子育ての孤立感や負担感、子育てや教育にかかる費用負担などが複雑に絡み合っていると考えられますが、特に重要な課題として「若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けないこと」「子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境があること」「子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在すること」が指摘されています（「こども未来戦略」令和5年12月22日閣議決定）。

また、子どもや若者を取り巻く問題も深刻化しており、経済的格差の拡大や地域のつながりの希薄化といった社会状況を要因として、子どもの貧困、虐待、いじめの増加、不登校や引きこもりの長期化、若年層の自殺数の増加などの課題が顕在化しています。

このような背景のもと、令和5（2023）年4月、国は厚生労働省、文部科学省、内閣府等が所管していたこども政策に関する総合調整権限を集約し、縦割りの壁を打破した切れ目のない包括的な支援を実現するための司令塔としての役割を持つ「こども家庭庁」を発足するとともに、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための「こども基本法」を施行しました。同法に基づき、同年12月には「こども大綱」と「こども未来戦略」が策定されました。

「こども大綱」は、これまで別々に策定されていた3つの大綱を一元化したものであり、自治体こども計画にも、これらに相当する内容が含まれることが求められます。

令和6（2024）年5月、幅広いこども政策の具体的な取り組みを一元的に示した初めてのアクションプランである「こどもまんなか実行計画2024」が決定されました。今後、継続的に施策の点検と見直しが行われ、毎年改定されることになっています。

「少子化社会対策大綱」

少子化社会対策基本法（平成15年施行）

「子供・若者育成支援推進大綱」

子ども・若者育成支援推進法（平成22年施行）

「子供の貧困対策に関する大綱」

子どもの貧困対策の推進に関する法律（平成26年施行）

一元化

「こども大綱」

■ 自治体子ども計画の策定について

都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県子ども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県子ども計画を勘案して、市町村子ども計画を作成するよう、それぞれ、努力義務が定められています。

新潟県は、こども施策の基本的方向性を示し、こども政策に係る県の取り組み姿勢等を明らかにするとともに、県民意識の向上や社会全体の気運醸成を図るため、令和6（2024）年3月に「新潟県こども条例」を制定しました。この条例に基づき、令和7（2025）年3月に、令和11年度までの5年間を計画期間とする「新潟県こども計画」を策定しています。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます

- | | |
|---|---|
| 1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。 | 4 すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること |
| 2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。 | 5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。 | 6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会をつくること。 |

児童の権利に関する条約のいわゆる4つの原則

● 生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保証されます。

● 子どもの最善の利益（子どもにとって最もよいこと）

子どもに関することが決められ、行われるときは、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

● 子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

● 差別の禁止（差別のないこと）

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

「こども基本法パンフレット」（こども家庭庁）より

「魚沼市こども計画（仮称）」の策定にあたって _____

■ 計画の位置づけ

市町村こども計画は、既存の各法令に基づく市町村計画と一体のものとして作成することができます。

魚沼市では、令和7（2025）年3月に子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」および次世代育成支援対策推進法第8条で定める「市町村行動計画」として、「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」を策定しています。そのため「魚沼市こども計画（仮称）」では、「市町村子ども・若者計画」「（子供の貧困対策の推進に関する）市町村計画」を一体的に策定するものとします。

一体的に策定できる計画と根拠となる法令・指針

計画	法令	策定指針・大綱
自治体こども計画	こども基本法 第10条	こども大綱
市町村子ども・若者計画	子ども・若者育成支援推進法 第9条	こども大綱 （子供・若者育成支援推進大綱）
（子供の貧困対策の推進に関する）市町村計画	子供の貧困対策の推進に関する法律 第9条	こども大綱 （子供の貧困対策に関する大綱）
（次世代育成支援対策推進に関する）市町村行動計画	次世代育成支援対策推進法 第8条	次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針
市町村子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法 第61条	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針

■ 計画の期間

すでに策定済みの「第三期魚沼市子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が令和11（2029）年度までであることから、「魚沼市こども計画（仮称）」の計画期間も令和11（2029）年度までの4年間とします。計画期間終了後は、これらの計画すべてを一体的に策定します。

計画の期間



■ アンケート調査の実施

こども基本法第11条において、こども施策を策定、実施、評価するのにあたり、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務づけられていることを踏まえ、子ども・若者の生活実態や要望等についてのアンケート調査を実施し、その結果の集計および分析を行います。

① こどもの生活実態調査

こどもの生活習慣や考え方、子育て家庭の生活状況や要望などについて実態を把握するとともに、ひとり親家庭などの世帯類型や経済的な生活困難度別に集計・分析を行い、計画策定の基礎資料とします。

【対象】 魚沼市在住の小学5年生のこどもおよび保護者 各238人
魚沼市在住の中学2年生のこどもおよび保護者 各226人

【内容】 こどもの調査：ふだんの生活について
食事や運動などからだに関することについて
勉強や学校について
ふだん感じていることについて
本人自身について
保護者の調査：保護者自身と世帯について
こどもとの関わりやこどもの将来について
家計状況について
子育てについて
少子化対策について

【方法】 学校を通じた案内文配布・インターネットによる回答

② 若者の意識と生活に関する調査

若者の生活習慣や考え方、生活状況や要望などについて実態を把握するとともに、若者が将来に希望をもって家庭を築き、住み続けることができるまちづくりに向けた計画策定の基礎資料とします。

【対象】 魚沼市在住の18～39歳の市民 1,000人

【内容】 ふだんの生活について
日頃の意識と将来について
結婚や家庭生活について
地域や社会について
本人自身について

【方法】 郵送による案内文配布・インターネットによる回答